

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

February 2022



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- February 2022 -

台湾税務当局の注意喚起を踏まえた
会計・税務上の基本事項と留意事項
(売上計上時点、売上値引の計上)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 前書き

今回は、台湾税務当局から公表されている注意喚起情報より、売上の計上時点、売上値引の計上を取り上げ、関係する会計、税務上の基本事項及び留意事項を整理します。

今後の会計、税務実務にてお役立ていただけたら幸いです。

▶ 今回お伝えしたいポイント

注意喚起事例①「営利事業者の輸出販売にかかる売上収益の計上時点について」

- ▶ 税務当局による営利事業者の輸出販売にかかる注意喚起と事例
- ▶ 売上収益の計上時点にかかる会計ルールの整理(企業会計準則公報10号「収益」4条、14条、19条)
- ▶ 輸出販売の計上時点にかかる税務ルールの整理(営利事業所得税審査準則15条の2)と留意事項

注意喚起事例②「営利事業者の売上値引の計上について」

- ▶ 税務当局による営利事業者の売上値引の計上にかかる注意喚起と事例
- ▶ 売上値引の計上にかかる会計ルールの整理(企業会計準則公報10号「収益」5条)
- ▶ 売上値引の計上にかかる税務ルールの整理(営利事業所得税審査準則20条)と留意事項

輸出販売にかかる売上収益の計上時点について

税務当局による営利事業者の輸出販売にかかる注意喚起と事例

輸出販売にかかる計上時点の注意喚起

財政部北区国税局より、営利事業者が貨物を海外に販売する際、収益は正確な年度に帰属し認識するよう、その計上時点について注意喚起をしています。

当局の説明では、営利事業所得税監査準則第15条の2の規定に基づき、営利事業者が貨物または役務を海外に販売する場合、その売上収益の帰属年度は下記規定により処理するものとしています。

1. 海外に販売する貨物については、海外に販売する貨物の通関日の属する会計年度の売上収益として処理しなければならない。ただし、郵便事業者または速達事業者による国際スピード郵便(EMS)またはエコノミー航空便(SAL便)にて貨物を発送して輸出した物は、郵便事業および速達業者が発行する証拠書類に押印された押印日の属する会計年度の売上収益として処理しなければならない。
2. 輸出に関する役務または国内で提供するが海外で利用される役務を販売する場合、役務提供の完成日が属する会計年度の売上収益として処理しなければならない。

関係する事例の提示

A社では、2021年12月28日に貨物の輸出としてNTD100万元相当の貨物輸出の通関手続を行い、その貨物は2022年1月10日に国外の顧客のもとに到着し代金を受け取った。この場合、税務会計上、営利事業所得税審査準則第15条の2の規定に基づき、売上収益は輸出貨物の通関日に属する年度に帰属するため、当該販売は2021年度の売上収益として計上する必要がある。

出典：財政部ホームページ（「営利事業外銷貨物、應注意收入認列年度」財政部北区国税局 2022年1月16日発布）
<https://www.mof.gov.tw/singlehtml/384fb3077bb349ea973e7fc6f13b6974?cntId=e9b1edc93f9c497fb332f9f23ab819ef>

台湾の会計ルールの整理

台湾における公開発行会社については台湾IFRSを適用しますが、台湾における日系企業の多くは、企業会計準則公報(EAS)を適用しています。ここでは、EASを前提に売上計上時点の基本について整理をします。

台湾版IFRS(T-IFRS)

- ▶ 上場会社、公開発行会社が適用
- ▶ 非公開発行会社は任意適用が可能

企業会計準則公報(EAS)

- ▶ 非公開発行会社のみ適用可能
→IFRSに準じているが、非公開会社向けにアレンジされている。IFRSと比較して、一部規定の削除・緩和などの調整がされている。

輸出販売にかかる売上収益の計上時点について(続)

売上計上時点の会計ルールの整理

収益の認識の原則は、企業会計準則公報10号「収益」4条にて、「収益は取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ当該便益を信頼性をもって評価できる場合のみ認識できる」とされています。この原則を踏まえ、商品の販売、及び役務提供については、具体的に以下の規定に従って収益計上を行うことになります。

商品の販売	役務の提供
EAS10号14条 <p>商品の販売については下記すべての条件が満たされた時に収益として認識しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 商品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が買手に移転したこと 販売された商品に対して、継続的な管理上の関与も実質的な支配も企業が保持していないこと 収益の額を、信頼性をもって測定できること 取引に関する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと 取引に関連して発生した又は発生する原価を、信頼性をもって測定できること 	EAS10号19条 <p>サービスの提供に関する取引の成果を、信頼性をもって見積もることができる場合には、その取引に関する収益は、報告期間の末日現在の取引の進捗度(進行基準と呼ばれることがある)に応じて認識しなければならない。取引の成果は、次のすべての条件が満たされる場合には、信頼性をもって見積もることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 収益の額を、信頼性をもって測定できること その取引に関する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと 報告期間末日において、契約の完了のために必要な原価及び契約進捗度はともに信頼性をもって測定できる。 契約に帰属する原価を明確に識別でき、かつ信頼性をもって測定できる。

輸出販売の計上時点にかかる税務ルールの整理と留意事項

輸出販売については、税務上は、上述の通り、営利事業所得税審査準則15条の2の規定が別途設けられており、原則として、これに従い処理を行う必要があります。

営利事業所得税審査準則15条の2(営利事業者が貨物または役務を海外に販売する場合の収益帰属年度)のポイント

商品の輸出販売の収益計上時点:	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則として通関日。 ▶ ただし、郵便事業者または速達事業者による国際スピード郵便(EMS)またはエコノミー航空便(SAL便)にて輸出した場合には、郵便事業者または速達事業者の書類の押印日。
国外へ提供される役務の収益計上時点:	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 役務提供完成日

上記の通り、輸出販売の収益にかかる会計上の計上時点と、税務上の計上時点に差があり、税務上の売上が先行するケースがあるため、営利事業所得税を申告するにあたっては、国外に販売する貨物の売上収益認識時点に留意する必要があります。申告漏れによる罰則を避けるためにも、具体的には、通関日や郵便事業者または速達事業者が発行した書類の日付に属する会計年度に計上を行う点に留意する必要があります。

売上値引の計上について

税務当局による営利事業者の売上値引の計上にかかる注意喚起と事例

営利事業者の売上値引計上の注意喚起

財政部北区国税局より、営利事業者が営利事業所得税の申告にあたって輸出貨物または役務にかかる値引を申告する場合、国外の顧客から、その値引の原因、値引金額及び値引の方法(例えば、外国送金の減額またはその他の商品の代金の減額など)が記載されている証明資料を入手する必要があり、これに基づき認識するものとしています。

当局の説明では、売上値引とは、貨物または役務を販売したものの双方の協議によって、代金から控除されるが実際に代金を受領していない部分を指すものとしています。つまり、売上金額の減額または免除を実施するものであり、原因が契約履行時において契約締結時点では考慮されていないものも含むとしています。例えば、貨物の品質上の瑕疵、または運送中に破損の発生が挙げられ、取引を円滑に完成させるため、販売価格を値引、または代金の端数を切り下げるなどの減額または免除が該当します。したがって、営利事業者が輸出値引を申告する場合、代金の減額の証明を提出するほか、値引の発生原因にかかる証明資料を提出することも必要となり、これによって輸出値引が認定されるものとしています。

関係する事例の提示

甲社の2019年度の営利事業所得税申告の審査にあたって、申告した売上値引NTD(以下同)500万元のうち、輸出値引200万元が計上されていた。しかし、取得した証憑はDEBIT NOTEのみであり、国外からの値引の原因及び値引の方法(例えば、外国送金の減額またはその他の商品の代金の減額など)にかかる証明資料を提出することができなかつたため、営利事業所得税審査準則第20条2項の規定に基づき、当該値引を否認し、40万元の追徴課税を実施した。

出典:財政部ホームページ(「営利事業申報外銷貨物或勞務折讓、應取具有關證明文件核實認列」財政部北区国税局 2022年1月19日発布)
<https://www.mof.gov.tw/singlehtml/384fb3077bb349ea973e7fc6f13b6974?cntId=66d67709dd194dfca2ba92b89f8f621a>

売上値引計上にかかる会計ルールの整理

会計上は、収益の対価に関して、企業会計準則公報10号「収益」第5条において、「収益は受領した又は受領可能な対価の公正価値により測定しなければならない。受領した、または受領可能な対価の公正価値は企業が承諾した値引、割引及び数量による割戻しを行った後の金額を考慮しなければならない」とされています。

したがって、会計上は、計上した収益のうち、既に承諾している値引、割引及び数量による割戻しを考慮して売上値引等を計上することになりますが、EAS上、このほか明確な規定がないことから、既に確定している値引のほかに、契約に従い対価が変動する場合や所定の目的の達成に応じてリベートを提供する場合など、IFRS15の規定も参照しながら会計処理を行うことになります。

売上値引の計上について(続)

売上値引の計上にかかる税務ルールの整理と留意事項

売上値引については、税務上は、営利事業所得税審査準則20条にその証票にかかる規定が設けられています。

営利事業所得税審査準則20条

第1項	売上値引について、統一発票の発行時点で既に注書きされているものは認定するものとする。統一発票が発行され買主に交付された後に発生した値引については、統一発票使用弁法第20条の規定により処理しなければならず、営利事業者が販売契約によって取得または支払った奨励金は仕入または売上値引として処理しなければならない。
第2項	輸出貨物又は役務の値引について、国外業者より値引の原因、値引金額及び値引の方法(例えば外貨送金の減額またはその他の商品の代金の減額など)が明記された証明書類を提示でき、調査によって事実と判明したものにつき認定する。

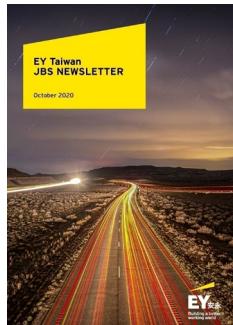
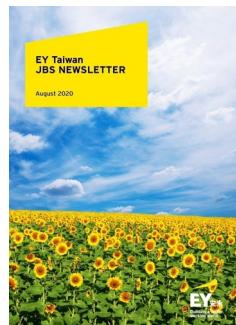
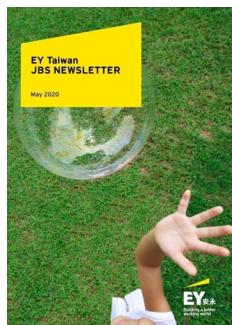
上記の通り、国内取引にかかる売上値引については統一発票の記載に準じ、また、国外取引については、国外業者より値引の原因、値引金額及び値引の方法(例えば、外貨送金の減額またはその他の商品の代金の減額など)が明記された証明書類が必要です。

したがって、特に国外に対する売上値引について、財政部の注意喚起事例の通り、課税調整を避けるためにも、営利事業者の輸出貨物または役務の値引の申告にあたっては、規定に基づき、値引の証明資料を提出し、これによって値引の事実証明をすることが重要です。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2022年1月	台湾における外国人に対する減税の検討-新旧制度把握
2021年12月	台湾における外国人の3大重点ポイント(台湾入境・租税優遇・給与税務申告)
2021年11月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編②)
2021年10月	海外駐在員の税金に対する補填手当の方針について
2021年9月	コロナウィルス禍における台湾への外国人入境のキー～特別許可～
2021年8月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編①)
2021年7月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(会社決算・取引編)
2021年6月	台湾におけるコロナウィルス対策 税務救済措置まとめ
2021年5月	新台湾赴任者のための制度基礎(移転価格税制及び個人編)新型コロナウィルスによる株主総会延期(停止)措置に対する非公開会社の対応整理
2021年4月	新台湾赴任者のための制度基礎(会計・税務-法人編-)
2021年3月	外国特定専門人材の租税優遇の最新の動向、税務居住者判定にかかる新型コロナウィルス感染症に対応した緩和対策の概要
2021年2月	台湾における移転価格審査準則の改正
2021年1月	台湾国外との取引における源泉税と租税協定による免税申請対応

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWS LETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

安永聯合會計師事務所

企業稅務サービス

劉惠雯 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidil.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師
02 2757 8888 88876
michael.lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監
02 2757 8888 67151
kelvin.tsao@tw.ey.com

監查サービス

黃建澤 審計服務部營運長
02 2757 8888 88810
james.c.huang@tw.ey.com

張志銘 執業會計師
02 2757 8888 88882
steven.chang@tw.ey.com

JBS

清本雅哉 副總經理
02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@ey.com

橋本純也 協理
02 2757 8888 66458
junya.hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理
02 2757 8888 66525
masato.horii@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacyをご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2022 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

APAC No. 14006414
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。



EY 安永
Building a better
working world